

定期自主検査が必要な機械等一覧

予算の都合により、網掛け表示(黄色)の点検については、本学で定めた「定期自主検査票」等に基づき、職員(機械管理責任者等)で実施していただくことになります。

但し、1年を超える期間使用しない場合、その期間は点検不要です。
(使用を再び開始する際に、点検が必要となります)

上段同左

但し、1月を超える期間使用しない場合、その期間は点検は不要です。
(使用を再び開始する際に、点検が必要となります)

機 械 等	年次点検	月次点検	その他点検	記録	補修等
1.ボイラー(施設環境部で実施)		ボ則32		ボ則32	ボ則33
2.第一種圧力容器(施設環境部及び各作業主任者が実施)		ボ則67		ボ則67	ボ則68
3.クレーン(つり上げ荷重3トン以上のもの(スタッカークレーンにあっては1トン以上のもの)(荷を動力を用いてつり上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置をいい、揚貨装置(港湾荷役の作業をするために船舶に取り付けられたクレーンまたはデリック)および機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱およびこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木または薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備)は含まない)(年次点検は設置部局が専門業者に委託)	ク則34	ク則35		ク則38	ク則39
4.移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上のもの)(原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーン)	ク則76	ク則77		ク則79	ク則80
5.デリック(つり上げ荷重が2トン以上のもの)(つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの)(荷を動力を用いてつり上げることを目的とする機械装置であって、マストまたはブースを有し、原動機を別置し、ワイヤーロープにより操作されるものをいい、揚貨装置は含まない。)	ク則119	ク則120		ク則123	ク則124
6.エレベーター(積載荷重が1トン以上のもの)(施設環境部職員で専門業者に委託)		ク則155		ク則157	ク則158
7.建設用リフト(ガイドレールの高さが18メートル以上で積載荷重が0.25トン以上のもの)(荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築物の工事の作業に使用されるもの)		ク則192		ク則195	ク則196
8.ゴンドラ		ゴ則21		ゴ則21	ゴ則23
9.小型ボイラー	ボ則94			ボ則94	ボ則95
10.小型圧力容器(第1種圧力容器のうち小型のもの、高圧滅菌器(オートクレーブ)等)	ボ則94			ボ則94	ボ則95
11.クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満(スタッカークレーンにあっては0.5トン以上1トン未満)のもの(年次点検は設置部局が専門業者に委託)	ク則34	ク則35		ク則38	ク則39
12.移動式クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満のもの)	ク則76	ク則77		ク則79	ク則80
13.デリック(つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの)	ク則119	ク則120		ク則123	ク則124
14.エレベーター(積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの)(施設環境部職員で専門業者に委託)	ク則154	ク則155		ク則157	ク則158
15.建設用リフト(ガイドレールの高さが10メートル以上18メートル未満で積載荷重が0.25トン以上のもの)		ク則192		ク則195	ク則196
16.第二種圧力容器(エアータンク、ガスタンク、乾燥用ローラー、炊事用二重がま、真空蒸発器等)	ボ則88			ボ則88	ボ則89
17.動力プレス(プレス機械とは曲げ、打抜き、絞り等の金具を介して原材料を曲げ、せん断、その他の成型をする機械をいう)	則134の3			則135の2	則137
18.絶縁用保護具(その電圧が、直流にあっては750ボルトを、交流にあっては300ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る)(7,000V以下の電路の活線作業又はその近接作業などにおいて、感電などの危害を防止するために作業者の身体に着用するもの:電気用安全帽、電気用ゴム手袋、絶縁袖、絶縁衣、電気用長靴など)			則351	則351	則351
19.絶縁用防具(その電圧が、直流にあっては750ボルトを、交流にあっては300ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る)(7,000V以下の電路の活線作業又はその近接作業などにおいて、電路の充電部に装着するもの:絶縁管、絶縁シート、絶縁カバーなど)			則351	則351	則351
20.活線作業用装置(その電圧が、直流にあっては750ボルトを、交流にあっては600ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る)(活線又は活線隣接作業において作業者を大地から絶縁するために用いられるもの:絶縁梯子、絶縁作業台)			則351	則351	則351
21.活線作業用器具(その電圧が、直流にあっては750ボルトを、交流にあっては300ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る)(手で持つ部分が絶縁材料で作られた棒状の絶縁物で、絶縁用保護具を着用しないで電路の活線作業などに使用できるもの:フック棒、ホットスティック等)			則351	則351	則351
22.フォークリフト(車両系荷役運搬機械等の一つで、フォークリフト、ラム、クランプ等、荷を積載する装置およびこれを上下させるマストを有する荷役機械)	則151の21	則151の22		則151の23	則151の26
23.車両系建設機械(特定自主検査(年次)は自然共生フィールド科学教育研究センターが専門業者に委託)	則167	則168		則169	則171
24.簡易リフト(積載荷重が0.25トン以上のもの)(エレベーターのうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が1㎡以下またはその天井高さが1.2m以下のもの(建設用リフトを除く))	ク則208	ク則209		ク則211	ク則211
25.ショベルローダー(車両系荷役運搬機械等の一つで、車体前面に備えたショベルをリフトアームにより上下させて、パラボラ荷役を行う2輪駆動の車両(ホイールローダーとも言う)→4輪駆動のものは23.車両系建設機械に該当する。)	則151の31	則151の32		則151の33	則151の35

26.フォークローダー(原則として車体前方に備えたショベルをリフトアームにより上下させて木材等の荷役を行う二輪駆動の車両をいう)	則151の31	則151の32		則151の33	則151の35
27.ストラドルキャリアー(コンテナを指定の位置に移動させる機械)	則151の38	則151の39		則151の40	則151の42
28.不整地運搬車(車両系荷役運搬機械等の一つで、不整地走行用に設計したもつばら荷を運搬する構造の自動車で、クローラ式またはホイール式のもの(ホイール式のものにあつては、前輪駆動で、かつ、左右の車輪を独立に駆動させることができるものに限る。))(特定自主検査(年次)は自然共生フィールド科学教育研究センターが専門業者に委託)	則151の53	則151の54		則151の55	則151の58
29.高所作業車(作業床の高さが2メートル以上のもの)	則194の23	則194の24		則194の25	則194の28
30.動力により駆動されるシャー(シャー:受け刃等に対して垂直に動く真直な、または角度を持った刃物を備え、原材料をせん断またはさい断するために使用する機械)	則135			則135の2	則137
31.動力により駆動される遠心機械(遠心機械:遠心分離器、遠心脱水機、遠心鑄造機等、回転によって生じる遠心力を利用して分離、脱水、鑄造等を行う機械)→旋盤、フライス盤、ボール盤等は該当しません。	則141			則141	則141
32.化学設備及びその付属設備(安衛法施行令別表第1に掲げる危険物(爆発性、発火性、酸化性、引火性、可燃性のガス)を製造または取り扱い、あるいは、引火点が65度以上の物でその引火点以上の温度で製造または取り扱う設備で、移動式以外のもの)であつて、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置と乾燥設備を除いたもの)			則276	則276	則276
33.アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置(これらの装置の配管のうち地上に埋設された部分を除く)(ガス集合装置:10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置または9以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、その容器の内容積の合計が、水素または溶解アセチレンの容器では400ℓ以上、その他の可燃性ガスの容器では1000ℓ以上のもの)	則317			則317	則317
34.乾燥設備及びその付属設備(火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう)のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1立方メートル以上のもの。熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上であるものに限る)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が10キロワット以上のものに限る)	則299			則299	則299
35.動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの(鉄道営業法、鉄道事業法、又は軌道法の適用を受けるものを除く)	則229	則230	則228	則231	則233
36.局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び廃液処理装置で労働省令で定めるもの(安全衛生保健管理室で専門業者に委託)	有機則20			有機則21	有機則23
37.特定化学設備及びその付属設備(特定化学物質(第2類物質の一部と第3類物質)を製造または取り扱う設備で、移動式以外のもの)			特化則31	特化則32	特化則35
38.ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影の用に用いられるもの		電離則18の5	電離則18の6	電離則18の7	電離則18の9

ク則 …クレーン等安全規則
ボ則 …ボイラー及び圧力容器安全規則
則 …労働安全衛生規則
電離則…電離放射線障害防止規則
特化則…特定化学物質等障害予防規則
有機則…有機溶剤中毒予防規則